

一般競争入札案件における総合評価落札方式の試行導入

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、公正さを確保しつつ公共工事の価格と品質で総合的に優れた調達への転換を図っていくため、令和4年4月1日以降に実施する一般競争入札において、総合評価落札方式を試行導入します。

1. 対象工事

総合評価方式は、原則として設計金額が3,000万円以上で、施工能力と入札価格とを総合的に評価することが適当と認められる工事において試行的に適用する。ただし、緊急性の高い工事等を除く。

2. 総合評価方式の適用区分・範囲

総合評価方式の適用にあたっては、当該工事の難易度（技術的な工夫の余地）や工事規模に応じて、次のいずれかの方式を適用する。

①企業評価型(通常型, 若者・女性技術者育成型), ②実績評価型, ③施工計画型, ④技術提案型

工事規模と適用範囲

工事規模	適用範囲			
	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
3億円				適用範囲
2億円		適用範囲	適用可能範囲	適用可能範囲
1億円	適用範囲	適用可能範囲		
3千万円				

3. 落札者の決定方法

入札参加者は、価格および技術提案をもって入札し、評価値の最も高い者を落札者とする。

評価値＝技術評価点÷入札価格（単位：千万円）（除算方式）

＝（標準点＋加算点）÷入札価格（単位：千万円）

ただし、入札価格が予定価格以下であること。

また、評価値は、基準評価値を下回らないこと。

基準評価値＝100点（標準点）÷予定価格（単位：千万円）